

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和4年5月26日(木)			
会議時間	開会	午後1時00分	閉会	午後1時47分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 沼倉 憲二		副委員長 佐藤 幸淑	
	委員 小岩 寿一	委員 佐藤 浩		
	委員 武田 ユキ子	委員 千葉 幸男		
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 委員 佐々木 久助 委員 千葉 栄生			
事務局職員	熊谷局長補佐兼調査係長			
出席説明員	まちづくり推進部長ほか4名 建設部参事兼都市整備課技術担当課長			
本日の会議に 付した事件	所管事務調査 ・中里市民センターの災害復旧について ・今後の調査項目について			
議事の経過	別紙のとおり			

総務常任委員会記録

令和4年5月26日

(開会 午後1時)

委員長 : ただいまの出席委員は6名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会します。

千葉栄生委員、佐々木久助委員より欠席の旨、届出がありました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりであります。

本日の調査に当たりまして、当局から、まちづくり推進部長及び建設部参事の出席を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : 御異議ありませんので、議長を通じて、まちづくり推進部長及び建設部参事の出席を求めることにします。

それでは「中里市民センターの災害復旧について」を議題とします。

当局の説明を求めます。

森本まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 : それでは、中里市民センターの災害復旧についてということで、本日説明をする機会をいただきありがとうございます。

内容について、資料に基づき説明をさせていただきたいと思います。

まず、本年3月16日に発生いたしました福島県沖地震、一関市は震度5強ということでありましたが、これによりまして、中里市民センターが大きな被害を受けております。

ただし、建物の東側にあります、すこやか交流館については、さほど被害はなかったということではありますが、それを除いて、3月23日から中里市民センターについては使用を中止しているところでございます。

この間、被災度区分判定結果や、復旧に伴う経費、あるいはスケジュールなどを検討したことから、その内容について、本日説明をさせていただくところであります。

説明につきましては、建設部参事並びにいきがづくり課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

委員長 : 伊藤いきがづくり課長。

いきがづくり課長 : それでは私のほうから、まず経過について説明をさせていただきます。

まず、先ほど部長が申し上げましたとおり3月16日に福島県沖地震が発生してございます。

その後3月23日水曜日、すこやか交流館を除く施設の使用は安全が確保されないと判

断し、使用を中止してございます。

資料の2ページのほうに、配置図を載せてございます。

こちらの赤い太枠で囲んだすこやか交流館部分、こちらは、現在も使用しておりますが、それ以外の部分を使用禁止としているところでございます。

資料は1ページに戻ります。

4月1日金曜日、施設の継続使用のための復旧の可否を判定するため、被災度区分判定を業者に依頼してございます。

4月15日金曜日には、業者から判定結果が出まして、被災度区分判定が大破という判定がなされたところでございます。

それを受けまして4月21日木曜日、中里市民センター所長等に被災度区分判定結果を伝え、今後の手続、進め方について、まず協議をしたところでございます。

その間、こちらとしても復旧にかかる経費、スケジュールなどを様々検討してきたところでございますが、5月13日金曜日には、中里まちづくり協議会の会長、副会長等に、被災度区分判定結果を改めて伝えまして、今後の進め方について協議を行ってございます。

地元の方々の意向としましては、まずは少しでも早く、市民センターとしてこれまでどおり使えるようにしてほしいという要望が一番だというお話をいただいたところでございます。

委員長 : 金今建設部参事。

建設部参事 : 私からは2番の被災度区分判定結果について、皆様にお示しするところでございます。

まずもって判定結果は大破というようになっております。

被災度区分判定とはということですが、なかなか被災度区分判定というのは、一関市内でもやったことがない、初めてのケースでございます。

この被災度区分判定というのは、地震に遭われた場合に、危険度判定というのはよく皆さんお耳に入るかと思えます。

それは何かというと、赤、いわゆる危険、それから、黄色は要注意です、それから緑の調査済みですというように3種類のものを貼って、一次的に建物の二次被害がないようにというような判定でございますが、その次の判定になります。

これは、被災度区分判定というのは、地震によって被災した建築物を対象に、建築構造技術者がその建築物の内部に立入り、当該建築物の沈下、それから傾斜及び構造躯体の損傷状況を調査することにより、その被災度を区分するとともに、継続使用のための復旧の可否を判定するというところでございます。

被災度区分というのは、鉄骨造りにつきましては、5段階の表示でございまして、軽微から小破、中破、大破、そして倒壊というような5段階の区分の判定になります。

今回大破判定になりましたので、どうなるのかということですが、当該建築物の復旧作業が技術的にもコスト的にもかなりの困難が伴う、また、復旧の規模も大規模になると予想される状況であることから再使用をするには、詳細調査の実施が必要とされまし

て、耐震改修促進法に準拠した診断により、復旧計画を立案し決定することとされているものでございます。

さらに付け加えますが、被災度区分判定をするのは建築構造技術者というように書いております。

建築構造技術者につきましては、構造規模に関する専門的知識が要求されるため、原則としては、1級、2級建築士及び木造建築士で行うこととされております。

しかしながら、中里市民センターにつきましては、不特定多数の利用者が使用する建築物であることを鑑みますと、構造設計に長けております構造設計1級建築士の資格を持つ、市内の建築設計事務所のほうに業務を依頼する必要があるという判断をしまして、4月1日に業者に依頼することとなったものでございます。

それから、もう一つ加えますと、被災度区分判定の軽微というのは何かといいますと、構造体に関する復旧は特に必要はないと、当然ながら、ちょっとしたひび割れだからこれは何もする必要はないのではないかというような判定になります。

小破、中破となりますと、再使用をするには詳細な調査を実施しなければなりませんし、実際の地震に対して軽度な被害にとどまったものに関しては、これまでの実績を評価してすぐそれを補修することができます。

しかし、この場合も、原則的には、構造体は被災前の原状復旧というようなものにとどめるものになります。

大破というような評価になれば、復旧作業は技術的にもコスト的にもかなりの困難があると先ほども申しましたが、時間的にもかかるということでございまして、それでどのようにするかというのは、耐震改修促進法に準拠した診断のフローチャート等にとり、復旧計画を立案し、今後に活かしていくのだというような判定の内容になっているものでございます。

2番は以上でございます。

委員長：伊藤いきがづくり課長。

いきがづくり課長：それでは私のほうから3番以降について、資料に基づいて、説明させていただきます。

まず復旧方法でございますけれども、先ほど申し上げましたすこやか交流館につきましては、現在も使っておりますし、現状のまま使用というように考えてございます。

それで復旧方法が、まず新築、大規模修繕、この二通り考えられるわけでございますけれども、新築の場合は、既存の建物を解体して、現在地に平屋建てを新築、現在陶芸室もございまして陶芸室の移設設置を含んで、こちらが新築として考えられるもの。

また、大規模修繕といたしましては、先ほど金今建設部参事からの説明がございましたけれども、既存建物の詳細な調査を行った上で、既存の鉄骨造り2階建てを修繕、この二通りを考えてございます。

また事業費の比較でございますけれども、新築と大規模修繕の工事費などの、全体事業費を比較した場合は、一般的には新築のほうに事業費が上回るものでございますけれども、国の地方債のメニューを活用した場合、新築のほうに市の一般財源、持ち出し部

分が少なくなる場合があるというように考えてございます。

また、4番の復旧するまでの概略工程でございますけれども、新築の場合、方針とか、住民説明が終了後、取りかかるわけでございますけれども、実施設計におおむね7か月程度、その間に、既存の解体工事が4か月程度かかる見込みです。

その後新築工事が12か月程度かかる見込みでございます。

トータルで、実際に設計工事の部分で19か月、さらに3か月程度かかる見込みでございますので、概ね22か月、2年程度かかる見込みでございます。

こちらに関しましては現在地に新築する想定でございます、移転する場合は土地取得等の手続きが生じるために、さらに時間を要するものと考えられます。

また続きまして大規模修繕でございますが、こちらにつきましても、まず方針協議、住民説明後ですけれども、まず詳細調査が必要になりますので、こちらでまず4か月程度かかります。

その後、実施設計が7か月、また改修工事もかなりの大規模改修工事になりますので、新築工事とおおむね同じ期間の12か月を見込んでいるところでございまして、工程もこの部分で23か月、実際の事務手続で3か月程度かかる見込みですので、トータルで26か月程度、大規模修繕ですとかかかってしまうというように見込んでいるものでございます。

このことから、5番として復旧に係る市の方針(案)でございますけれども、事業費、工程両面を検討して、既存建物を修繕するよりも、今の建物を解体して、現在地に新築するほうが、工程的にも費用的にもメリットがあると判断して、復旧については下記のとおり進める方向で現在検討しているところでございます。

内容につきましては、まず、既存建物を解体して現在地に平屋建てを新築する。

現在の建物は2階建てでございますけれども、今後やはり市民センターは高齢者の方の利用も多く見込まれますので、敷地も何とか平屋建てにできそうな面積もございまして、現在地に平屋建てを新築する、また、機能や規模に関しましては、原則、原状復旧ということで考えてございます。

今申し上げました平屋への変更ですとか全体面積の中で、今ある部屋の面積を若干調整するですとか、そういったものの調整は可能ということで、一応は、現状復旧というような形の方針で、現在考えているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

委員長 : ありがとうございます。

なお、現場の写真も何枚か一緒になっていますから御覧の上、皆さんから質疑をお受けしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

質疑を行います。

佐藤浩委員。

佐藤(浩)委員 : 市の方針等についてはいいのですが、基本的なことを教えてほしいのですけれども、地震による災害復旧というのは、災害があった建物については、国の補助等が入ったの復旧というのが基本ではないのですか。

今の説明ですと、あくまでも平屋にするとか何とかということだけれども、通常の災害復旧の場合は、現状に復旧するということの災害査定等を受けて補助金等が出るはずですが、こういった公共建物についてはそういった補助金はないのですか、まずそれを確認させてください。

委員長：森本まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：国の災害の復旧の補助対象になるかということではありますが、今回の地震災害につきましては、国では、社会教育施設については、新型コロナワクチンの接種会場である場合のみ対象にするということでありまして、この建物については補助対象にはならないということ、制度がないということです。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：今までも地震等いろいろとあるのだけれども、その都度いろいろな公共建築物が被災したのだけれども、そういったところも今までは復旧の補助はなかったのですか。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：私のほうからはこの社会教育施設とはちょっと違う視点になりますが、小学校、中学校とか幼稚園に関しては、国の災害復旧の補助制度はございます。

余談になりますが、当市でも、この3月の福島県沖地震で、かなりの数の学校が被災しておりまして、今後、補助制度を活用しながら、復旧していくということを今考えているようでございます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：たしかそういう認識であったので、森本まちづくり推進部長の説明では社会教育施設については、補助の対象にならないというのは、制度的になるのだけれども、県とか、ほかのところが対象とする災害復旧というのはないのですか。

委員長：伊藤いきがづくり課長。

いきがづくり課長：災害復旧の事業につきましては、激甚災害に指定された場合には対象になるということで、今回は激甚災害に指定されておりませんので、対象にならないというような事業になってございます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：これらについては、県とか国とのやりとりをやってきたのだろうけれども、で

きないということだけではなくて、そういったものを、市のほうでは考えていないのですか。

ないから、仕方がないで終らせるのか、このくらいの大規模なものになると、何らかの方法はやはり、国なり県におすがりしなければならぬのではないかと思うのですけれども、その辺、市の考え方はないのでしょうか。

委員長：森本まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：地震被害への補助要望については、市長のほうから要望活動と申しますか、先日大臣が盛岡市に来た際とか、あるいは岩手県のほうには内容をお伝えしているところであります。

今回の被害につきましては一関市と奥州市だったと思いますが、その辺の部分しか被害の大きいところがないというようなことで、今回の被害状況は、一つ一つを見ると小さいのですけれども、それが数となって重なると、大きな金額になると、こういった場合についての国庫補助制度を創設できないかという視点での要望を行っているところでございます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：5番の市の方針については、こういった格好でやりたいよというのを私たちにどうだということではなくて、市のほうで決めましたという報告だろうから、それはそれでいいのですけれども、今言ったように、いろいろな角度から、上部団体に、こういった災害補助、災害に対する支援をぜひ、それこそやられればなしということではなく、ぜひ動いていただくように、強く要望していただきたいなど、私も強く要望しますので、よろしくをお願いします。

以上です。

委員長：森本まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：今委員からお話がありました、そういった内容については、今後そういう機会に頭出しをして要望をしていきたいと思っております。

5番の復旧方針であります、これは市の方針だということですが、最終決定は、ここにありましており住民、地域の方々とお話をして、できること、できないことは当然ありますが、こういった方針の下で御理解をいただいて決定していきたいということでございます。

委員長：武田委員。

武田委員：自然災害ということですので、なかなか私が質問する内容も適切な答えを求めるのが難しいのかなという思いをしながら、いずれ、復旧するにしても、今の考えだと、現在

地ということですが、地震というのは何かしらの道があるのかなとか、いろいろその時々、集中的にその一帯が被災するという事案というのは珍しくはないとは思いますが、そもそもこの市民センターの土壌というか、状況というか、これを昭和 55 年に建てる以前にはどういう状況にあったのかとか、本当にここが適切な土地なのかとかという部分については、何か調査とかするの、したのか。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：この建物は委員がおっしゃるとおり昭和 55 年の竣工でございます。

竣工して 42 年が経過しておりまして、資料が現在乏しい状態でございます。

いろいろなところから探してみたのですが、地盤調査のデータの的なものが出てきませんでした。

ただし、くい、基礎の下にくいを打ち込んでいるというような図面がありますので、やはり地盤的にはあまり良いところではないというのだけは分かります。

どれぐらい弱いかというものに関しては、今のところ資料が残ってなくて分からない状態でございます。

委員長：武田委員。

武田委員：既存のところというのは、隣にすこやか交流館があるので、そのの利便性もあるのだと思いますが、また、そのほかに公共用地が近辺にあるかといえばこれもいろいろあるのだと思います。

いずれ、こういう災害がそのところに集中的に来たというものなのか、今お話しのように、そもそも、川底であったとかいろいろ、市内には、今の形状とは全く違う状況の歴史をたどっているというのが、そこら辺はかなり多いところでございますから、そういったところに、また、住居を建設するということについては、やはりもう少し深掘りをして、調査し、適切な場所かどうかというものを判断しなければならない。

当然住民の方々については一時も早く、元通りにしてほしいという願いはよく分かりますが、そういったことを優先するというのはやはり得策ではないと私は思うところもありますし、とりあえず、全く何もなくなるわけではなくて、すこやか交流館があり、この辺は慎重にやる必要があるのではないかと私は考えます。

それから原状復旧という話ですが、そもそも中里公民館があったところにすこやか交流館が併設された、この要因というか、ねらいは何だったのでしょうかということです。

実際そこが膨んだということですから、今回平屋建てにするにしても、原状復旧に、すこやか交流館の機能というものを加えた中で、前はなかったのです。

すこやか交流館が加わった部分があるから現状復旧の中から、すこやか交流館の分をある程度そちらに委ねる部分があったから、現状復旧から少し、機能的に、こちらで賄える部分があれば、そういう考え方があるのではないかと思います。どうでしょうか。

委員長：森本まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：建設場所のお話をいただきましたが、そのことにつきましては、私たちも考える場合に、現在の場所なのか、移転するのか、両方を考えたところでありまして、お話もしました。

今のところ、経過のほうにもありますが、まちづくり協議会の会長、副会長の方々にもお話をしたわけでありまして、お話を聞いてみますと、あそここの場所が旧役場跡地だということもあって、当然いろいろなこともあるけれども、この場所がいいのではないかというお話をいただいたところでありまして、それであるならば現在のところは現在地というようなところであります。

したがって地震対策ということになりますと、土壌の関係もありますが、施工の部分で何とかなるかという部分については、今後十分検討していきたいというように思います。

それからすこやか交流館の機能が後からつけ足したのではないかというようなことで、その機能を考えた上での、現状復旧というようなお話をいただきました。

まさしくそのとおりに考えてございます。

すこやか交流館は介護予防教室というようなことで建てられたということでありまして、和室になっているわけですので、今現在、和室が2つあるということですので、新たに建てる部分は、和室の機能を縮小するなりして、ホール部分とか、要望する部分の面積を拡大するとか、すこやか交流館の機能を考えた上での復旧を考えていきたいと思っております。

委員長：小岩委員。

小岩委員：そもそも大破した1番の理由は何なのでしょう。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：被災の区分判定は、目視のほかには一部分解体撤去しながら、ある程度詳細にわたって、国で出されています被災度区分判定基準の指数というのがございます。

それに照らし合わせて、今、地震に対して、どれぐらいこの建物の余力があるのかというような構造的な数値を基に積み上げていった結果が、大破というようになりますので、かなり壊れているように見えるから大破だというのはございませんで、外から見てそんなにひどくないのではないかとおぼれましても、中の、例えば、柱脚といいますか鉄骨の柱の取付具合だとか、はりと柱の取付具合、それから筋交いのところが破断しているというものは構造的には、かなり点数的に高いものでございますので、それが損傷している度合いを見て、何分の何というような数値で、最終的に大破というような判断となるものでございます。

委員長：小岩委員。

小岩委員：先ほど武田委員からもありましたけれども、発生当時、例えば土壌がしっかりしていないから壁が崩れたとか、そこはどのように考えていますか。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：土壌に関しましては、特にも基礎とかくいとかが丈夫になっているだろうというので、判断指数からは除かれております。

ですので、構造躯体の中の被災度区分判定では主に構造躯体、柱、軸組、筋交い、柱とはりの接合部、それら内外装材、二次部材といたしまして外壁の仕上げ材とかの損傷状況、それらが加味されて点数になるものですので、地盤が弱いとか、強いとかというので判断するものではございません。

委員長：小岩委員。

小岩委員：そうすると、要因は建物にあるということですか。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：建設年度がキーワードになります。

建設年度は昭和55年でございますので、旧耐震基準の建物でございます。

昭和56年から、今の新基準の耐震基準で進められておりまして、今現在の建物と昭和55年に中里市民センターが建てられた当時では、基準が違うということで、耐震改修はその後に中里市民センターのほうは行ったわけですが、やはりそのやったところに、余計、耐震改修したところに力がかかってしまって、壊れ方はやはり激しくなる、つまりは、どの建物でもいえることなのですが、新しい基準だから絶対壊れないということではなくて、目安となるところの、調査する箇所、大部分の被害が集中していたということで、大破というような判断になります。

もう少し、例えば、壊れ方が少ないとか壊れ方の位置が違ったというのであれば、小破、中破というような内容になるかと思いますが、上の見える範囲の中の、柱、それからはりとか、筋交い、こういうようなところの損傷具合で判断するというものでございます。

委員長：小岩委員。

小岩委員：中里市民センターの近隣の被害はあったのですか。

例えば一般の方の住宅の被害、そういうものは報告されていますか。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：特定したことは申し上げ難いのですが、旧国道4号沿いは、中里市民センターの周辺もそうなのですが、外壁が壊れたり、民間住宅の外壁が壊れたり、それから商店の窓ガラスも激しく壊れたりとか、そういったのが多く見られた場所でした。

委員長：金今建設部参事。

建設部参事：道路は、特には聞いていませんでした。

委員長：そのほか、質疑の方はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：以上で、質疑を終わります。

以上で、中里市民センターの災害復旧についての調査を終了いたします。

まちづくり推進部長をはじめ当局の皆さんにはお忙しいところありがとうございました。

ここで、職員退席のため、暫時休憩いたします。

(休憩 13:33～13:34)

委員長：再開いたします。

次に、今後の調査項目についてを議題といたします。

前回の委員会において、12項目の調査事項の取り扱いについて協議を行い、今後の進め方については、正副委員長で案を作成することとしておりました。

正副委員長において作成した案については、資料としてお示ししておりましたが、確認のため、書記から説明願います。

熊谷書記をお願いします。

書記：それでは配付しております資料ナンバー2、令和4年度総務常任委員会調査事項の進め方(案)という資料で説明をさせていただきたいと思っております。

調査項目につきましては12項目、こちらにつきましては昨年度、当局から一通り説明を受けているところでございます。

これらにつきましては、総務常任委員会のほうで最終的には政策提言というところを目標に調査をするということでございますから、今年度の提言の裏づけをするため、さらなる調査を深めるということで、具体的には、右側の色塗り部分でありますけれども、R4調査案ということで、当局の説明を改めてもらうもの、関係機関と意見交換するもの、現地の調査を行うもの、先進的な事例について視察や研修などを行うものということで整理をしているものでございます。

番号順にですけれども、1番の公共施設等総合管理計画の廃止施設の現状につきましては、今年度の取組等について、改めて総務部から説明を受けるというような案でござ

いますし、主な廃止対象施設について現地の調査をしてはどうかという案になっております。

それから飛ばしまして4番、デジタル化・ICT化、それから5番、投票率向上、7番、危機管理の現状、8番、施策のプロセス（見える化）でございますけれども、これらにつきましては、先進的な取組について視察研修をしてはどうかというような案でございます。

それから、9番の地域づくりの現状、これにつきましては、地域協働体等との意見交換をしてはどうかという案になっております。

10番、指定管理による市民センターの現状と課題、こちらについては今年度の取組について、改めて当局から説明を受けるということと、それから老朽化の進んでいる主な市民センターについて現地調査をしてはどうかという案でございます。

11番、ふるさと納税につきましても、今年度の取組について、当局から説明を受けるという案でございますし、それから中間委託事業者、DMO等との意見交換をしてはどうかという案でございます。

12番の防災・避難所につきましては、避難所等の現地調査をしてはどうかというようなことでございます。

戻りますが、2番の行財政改革、それから3番の光ファイバにつきましては、先日も説明を受けておりましたし、新たな動きというものが見えない中でございますので、一旦調査を終了してはどうかというような案でございます。

それから6番の市民所得（税収）の現状につきましては、他の常任委員会の所管にもなるかというようなことで、昨年度お話し合いいただいた結果であります。改めて再検討してはどうかというような案で整理がなされたところでございます。

以降、項目ごとに、次ページ以降ですけれども、項目ごとに各委員から、課題と意見等を出していただいたものを記載しておりますし、それを踏まえまして、下のほうに赤字でまとめ（案）とありますが、各委員からの課題、意見をまとめて書いてございます。

これが政策提言の方向性になろうかというところでございます。

1番下のところ、当面の対応案というのが、今ほど御説明しました調査の内容になっております。

当面の対応のところにあります調査をすることによりまして、まとめ案のところの政策提言の裏づけを図っていかうというような整理になっております。

ページを少し飛ばさせていただきます、1番最後になります。

14ページになります。

14ページがこの調査の進め方を具体的にイメージ化したものになります。

令和3年度のうちに、各担当課から説明を受けておりましたし、各委員から課題、意見等を出していただいたところであります。

それを受けまして、令和4年度につきましては、課題、意見の集約を行ったところであります。

これが政策提言の骨子案になろうかというところですので、これを裏づけしていくための調査ということで、担当部の追加説明、現地確認、それから様々な研修というものを進めていかうという案になっております。

それを受けまして最終的には、委員会としての政策提言、あるいは各議員が一般質問につなげるというような形になっております。

説明は以上でございます。

委員長：説明が終わりましたので、今後の調査について意見交換を行いたいと思います。

武田委員。

武田委員：大変ありがとうございます。

私は大枠では、この案に賛成でございます。

御苦労いただき感謝申し上げます。

今後の話になりますと、やはり現在進行というようなものについては、当然、間を置かず調査を続けていくということになるかと思っております。

旧態依然としたのは、従来からの課題ですとか、そういったそのものについては、私達は任期4年でございますから、そういった期間を想定しながら、どこである程度の政策提言なり、何ができるかという、そういう後ろを定めた中での調査活動をしていただくというのではないかと思いますので、そんなことについても御配慮がほしい。

その中で防災の件ですが、特に最近はいろいろ、この程度で避難しなければならないのかと思うこと、避難指示や、避難何とか、用語はちょっと今思い出せませんが、そういうようなものを発出します。

そうした中で、やはり私どもが住んでいる水害によく襲われる地域は、中里地域も一関地域も、避難所に不適切だというようなところが浮き彫りになって、当局もそれを認識した状況の中で、代替のところはなかなか示されていないという状況でありますので、その辺についても避難所を視察するなり何なりと同時に、調査をしていく必要があるかと思っておりますので、お願いしたいと思います。

委員長：武田委員から12番の避難所についての課題の提起がありましたので、その内容も委員が書いています中身もありますけれども、しっかりこれが委員会として当局に出せるように、対応を進めていきたいと思っております。

あと、今説明があった分野で、皆さん方から意見とかがあれば、ひとつ発言をお願いしたいと思います。

一応手順を踏みながら、最終的には1つの成果に結びつけていきたいということで、このようなまとめ方をしたわけですが、6番目の市民所得（税収）の現状については、なかなかこうすればこうなるというような対応が当委員会だけでは出せない点がありますので、これは他の委員会とも連携しながら、どのようにこの問題を対応するか、今後検討していきたいと思っておりますが、そのほかの分野は、一通りまとめましたので御覧賜りたいと思っております。

佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：9番の地域づくりですけれども、昨年、市民との懇談会等で、各地域協働体と懇談をやっている流れがあるので、ここでは懇談という格好になっているけれども、去

年あたりのデータ等を使えば、なかなか大変なことだと思うのです。

地域協働体との懇談というのは、議会のほうでもやっているの、その辺の資料を使うということで、可能ではないかなという気はするのですが、その辺までは再度検討していただきたいなと思っています。

せつかく資料があるのだから。

委員長 : ただいま佐藤浩委員からあった発言の内容についても、方向性は同じだと思いますので、具体的にそれを反映できるようなまとめに持っていくように検討してみたいと思います。

ほかに、何か御意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : このテーマが始まって時間がたっていますので、一定の手順を踏みながらやっていかないと、だんだん、別な案件が多くなってきて、ちょっとウエートが低くなっていきますから、なるべく間を置かないで決めていきたいと思っていますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っています。

特にその他の御意見がない場合につきましては、今後の所管事務調査として、引き続きこの方向で取り組んでいきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

なお今後の調査の詳しい日程につきましては、正副委員長に御一任願ひたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 御異議ありませんので、さよう決定しました。

日程が決まり次第、開催通知を送付します。

なお、次回の委員会の審査に当たり、当局から関係部長の出席を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 御異議ありませんので、さよう決しました。

議長を通じて、関係部長の出席を求めることにいたします。

以上をもちまして本日の調査項目についての協議を終わります。

本日予定した案件は以上ですが、皆さんからほかに何かありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ほかになければ、以上で本日の委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

(閉会 午後1時47分)